職場内で掲示・回覧をお願いいたします

協会けんぽ
ぐんまだより

2023
9
vol.150

被扶養者資格の再確認にご協力をお願いします

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

今年度も事業主様に「被扶養者状況リスト」をお送りしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

対象者　令和５年４月１日において18歳以上の被扶養者

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がないため、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

送付時期　令和５年10月下旬から11月上旬にかけて順次送付予定

提出期限　**令和５年12月８日（金）**

！ 下記に該当する場合、**添付書類の提出が必要**です ！

- 被保険者と別居している被扶養者 ➡ 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者 ➡ 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに、被扶養者調書兼異動届と該当する被扶養者の保険証を添えて、同封の返信用封筒で返送してください。

ご協力ありがとうございました！

令和４年度の実績

扶養から外れた方の人数：**約7.8万人**
高齢者医療制度への負担軽減額：**約９億円**

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

旧様式の各種申請書（届出書）は間もなくシステム対応できなくなります

協会けんぽでは、令和５年１月より各種申請書（届出書）の様式を変更しています。
新様式では新システムによる自動審査を導入して審査を迅速化・効率化しています。

※旧様式で申請（届出）された場合は、新システムによる自動審査に対応していないため、通常より審査に時間を要することとなります。必ず新様式をご使用ください。

※旧様式に対応した旧システムによる審査は令和５年９月で終了する予定です。

上記のお問い合わせは　業務グループ　☎ 027-219-2100　音声ガイダンス②

申請書の提出は郵送でお願いします。

整骨院・接骨院、はり・きゅう・マッサージなどのかかり方

整骨院・接骨院、はり・きゅう・マッサージでの治療には、健康保険の対象になる場合とならない場合があるのをご存じでしょうか。健康保険の対象になるのはどんな場合なのか、正しく理解しましょう！

▶柔道整復師（整骨院・接骨院）の場合

健康保険が 使えます

●外的な要因によることが明らかな
骨折、脱臼、打撲、捻挫
（いわゆる肉離れを含む）

ご注意ください

骨折及び脱臼に対する施術は、応急処置を除き、**医師の同意**が必要です。

健康保険が 使えません

- ●仕事中や通勤途上におきた負傷
- ●単なる肩こり、筋肉疲労
- ●病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア）からくる痛み・こり
- ●医師の同意のない骨折や脱臼の治療（応急処置を除く）
- ●症状の改善がみられない長期の治療
- ●慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用

▶針灸院やマッサージの場合

（①および②の条件を満たしている場合、健康保険対象となります）

はり・きゅうの場合

①対象となる傷病であること

神経痛、リウマチ、五十肩、
頸腕症候群、腰痛症、頚椎捻挫後遺症

あん摩・マッサージの場合

①次のような症状があること

筋麻痺・筋委縮、関節拘縮等

関節の可動域の拡大や筋力増強といった、症状の改善を目的としている場合に限ります。

②上記に加え、施術について医師の同意が必要です。

施術を受けるうえでのその他の注意事項についてはこちら ▶▶▶

柔道整復師

はり・きゅう
マッサージ

上記の内容お問い合わせは　業務グループ　☎ 027-219-2100　音声ガイダンス②

「健康経営優良法人2024」に申請しませんか？

※ 健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

「健康経営優良法人認定制度」とは、従業員の健康づくりに積極的に取り組む企業を顕彰する経済産業省の制度です。認定されることで、事業所のさらなるイメージアップ、生産性の向上等が期待できます。
「健康経営優良法人2023」にて、協会けんぽ群馬支部の加入事業所では、大規模法人部門に５社、中小規模法人部門に222社が認定されました！

「健康経営優良法人2024 」の最新情報や認定要件等の詳細は、経済産業省のホームページをご覧ください。

経済産業省　健康経営優良法人　検索

上記の内容お問い合わせは　企画総務グループ　☎ 027-219-2100　音声ガイダンス⑤

従業員の退職や、被扶養者の就職時には、保険証の速やかな回収と届出をお願いします。